

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る島根県立大学の教育・研究・諸活動に関する方針

(この大学方針は国や島根県の自粛要請等を踏まえて大学独自に方針を定めたものです。3キャンパス全学共通を原則としますが、感染状況に応じてキャンパスごとの判断となる場合があります。)

R2. 9. 17

キャンパス	教育・研究活動 (準備含む)	授業 (講義・演習・実習)	インターンシップ (IS)	就職活動	学生の構内立ち入り 学外者のキャンパス 訪問	クラブ・サークル活動	学生の アルバイト	学生の大学施設 利用 (体育館・ グラウンド等)	大学施設の 外部貸し出し	図書館	学内会議	事務体制	学生寮の運営	県境をまたぐ移動と健康観察	学生の海外渡航	その他
浜田 ※10/1 から。		引き続き、原則、授業は遠隔授業を主として実施します。  但し、各キャンパスにおいて各学部・学科・別科・大学院研究科・短期大学部の定めるところにより、対面授業を特に必要とする次の場合、感染拡大防止対策(マスク着用・手洗いや消毒の励行・3密状態の回避)の徹底を前提に許可できることとします。	ISについて、次の条件を満たすものについて、参加自粛を解除します。事前に「インターンシップ届」を提出の上、感染拡大防止対策に最大限の配慮をするようお願いいたします。 ・ISへの申込日及びIS開始日の前日に、IS実施地域への新型コロナウイルスに関する移動制限が発出されていないこと。	引き続き、WEB形式の活動を主とすることを推奨します。対面形式の採用説明会・採用試験への参加など、外出せざるを得ない場合は、感染拡大防止対策(マスク着用・手洗いや消毒の励行・3密状態の回避)に最大限の配慮をしてください。			・アルバイトは、十分な感染予防措置がされている施設・事業所であることを前提とし、自らも感染拡大防止対策に最大限の配慮を行って下さい。  ・感染リスクの高い施設でのアルバイトは自粛を要請します。  ・帰省等により感染拡大が報じられている地域にいる場合は、極力アルバイトを自粛してください。		引き続き、全面禁止とします。				引き続き、学生・教職員以外の利用禁止とします。また、館内のグループ学習室等の自習室利用を不可とします。			
松江 ※10/1 から。	引き続き、感染拡大防止に配慮して、教育・研究活動を行うことができます。	なお、基礎疾患があるなどの理由により対面授業への参加が困難な学生のために最大限の配慮(例えば、遠隔授業の並行実施や課題等の代替措置により欠席扱いにしない)を実施します。  1) シラバス記載の『授業の「到達目標」』を達成するために対面授業を実施する必要があります。  2) 卒業・修了等にかかる教育・研究のうち、遠隔での指導が困難な場合。  3) 実験・実習・実技・レッスン等、対面でないことと教育効果が得られない場合。  4) その他、担当教員が必要と考慮許可された場合。  ※出雲Cでは、9/1から10/30までの期間に対面が必要な授業(秋学期分)を先行して実施します。	県外への移動については島根県の移動自粛要請基準に準じることとし、インターンシップ活動を行う際は、事前に教務学生課キャリア担当(保育・教育職インターンシップ)は教職センターへ活動予定を報告してください。	引き続き、WEB形式の活動を主とすることを推奨します。対面形式の採用説明会・採用試験への参加など、外出せざるを得ない場合は、感染拡大防止対策(マスク着用・手洗いや消毒の励行・3密状態の回避)に最大限の配慮をして下さい。 県外への移動については島根県の移動自粛要請基準に準じることとします。	感染拡大防止対策(マスク着用・手洗いや消毒の励行・3密状態の回避)に最大限の配慮をいただき、学生の構内への立ち入り、少人数の学外者のキャンパス訪問を許可します。				引き続き、全面禁止とします。おはなしレストランライブラバーについては、下記について徹底することで、8月1日から一般利用を再開します。 ①基本的な感染防止対策(マスク着用、検温、手指消毒等) ②利用者の時間制限、人数制限等 ③図書、館内の消毒等		引き続き、感染拡大防止対策(マスク着用・手洗いや消毒の励行・3密状態の回避)に最大限の配慮をして、対面会議も行いますが、遠隔会議システム等を利用したオンライン会議の開催を推奨します。	引き続き、感染拡大防止対策(マスク着用・手洗いや消毒の励行・3密状態の回避)に最大限の配慮をして、ほぼ通常の勤務を行います。但し、不要不急は窓口対応はメール・電話での対応とさせていただきます。				
出雲 ※秋学期は 9/1から開始 する。			島根県外への移動が必要な場合は、『県内外への移動予定申請書』(寮生は外泊届)にて移動予定をコンピューターに報告することとします。その他、臨地実習のある学生は「県境をまたぐ移動と健康観察」欄で示してください。	島根県外への移動が必要な場合は、『県内外への移動予定申請書』(寮生は外泊届)にて移動予定をコンピューターに報告することとします。その他、臨地実習のある学生は「県境をまたぐ移動と健康観察」欄で示してください。		引き続き、オンライン活動を除き自粛を要請します。(ボランティア活動を含む)	・アルバイトをする際には、コンピューターに届け出をすること。  ・3密を避けること。休憩中にも3密+大声で喋らないこと。  ・感染リスクの高い施設でのアルバイトを禁止する。  ・その他、接客、対面となる業種については、(可能な限り自粛する)、感染防止対策を十分にとられているものを選ぶようにすること。		引き続き、全面禁止とします。今後はクラブ・サークル活動の対応に準ずることとします。				引き続き、学生・教職員以外の利用禁止とします。	引き続き、感染拡大防止対策(体温測定)を行い、体調不良時は絶対に外出しないでください。症状によっては、かかりつけ医や保健所に相談してください。 ・県外への移動、移動先での更なる移動(県内への帰省含む)の際は、移動先・期間・体調をセキューターに報告してください。 ・感染拡大が報じられている地域への不要不急の移動は自粛して下さい。 上記に加えて、出雲Cの学生は以下を遵守してください。 ・帰省等、居住地を離れる場合は、県内外を問わず事前にセキューターに『県内外への移動予定申請書』を用いて「移動先」「期間」「理由」を伝えること。寮生の場合は、寮務担当教員に外泊届を提出するが、無断外泊、虚偽記載は退寮の対象になることがある。 ・出雲Cで定める「特別感染警戒地域」からの来県及び同地域への移動は、極力控えること。 ・やむを得ず「特別感染警戒地域」へ移動する場合は、特に以下の点に留意すること。 ➤感染症対策を徹底する。(マスク、手指洗浄、3密の回避等) ➤繁華街への夜の外出は控える。 ➤会食などの際も、いわゆる3密を避ける等の感染対策が十分にとられていない店舗や施設の利用は控える。 ➤「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)」の利用する。 ・やむを得ず「特別感染警戒地域」に滞在していた場合は、必ず帰県後2週間は自宅待機し、健康観察を行うとともに、その間、アルバイトも中止し不要不急の外出を控え、他者との接触を極力控えること。また、体温測定等の健康観察及び体調不良時の大学への連絡を徹底すること。	外務省の海外安全ホームページ上における、レベル2以上の国(地域)への渡航中止もしくは延期を要請します。	引き続き、大学関係者全員に感染拡大防止対策(マスク着用・手洗いや消毒の励行・3密状態の回避)を要請します。また、教室や各事務室の扉や窓は常時開放とします。